

## NEWSWAVE

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

発行

村田健二税理士事務所

〒720-0825

広島県福山市沖野上 5-29-27 大黒ビル 2F

TEL(084)959-3605 FAX(084)959-3606

**全体の納税者救済・勝訴割合は 8.2%  
異議申立ての救済割合は減少の 8.4%**

国税庁・国税不服審判所が公表した異議申立てや審査請求、訴訟の概要によると、今年 3 月までの 1 年間（2015 年度）の不服申立て・税務訴訟等を通しての納税者救済・勝訴割合は 8.2% となった。

税務署への異議申立ての発生件数は、前年度から 15.8% 増の 3191 件となった。処理件数 3200 件のうち、「一部取消」は 212 件、「全部取消」は 58 件で、納税者の主張が一部でも認められたのは計 270 件となり、処理件数全体に占める割合（救済割合）は前年度を 0.9 ポイント下回る 8.4% だった。

また、税務署の処分（異議決定）を不服とする国税不服審判所への審査請求の発生件数

は、過去最低だった前年度と比べ 3.3% と微増の 2098 件。処理件数 2311 件のうち、「一部取消」は 147 件、「全部取消」は 37 件で、納税者の主張が何らかの形で認められた救済割合は同横ばいの 8.0% となった。

一方、裁判での訴訟となった発生件数は前年度を 2.5% 下回る 231 件だった。終結件数 262 件のうち、「国の一部敗訴」は 3 件、「同全部敗訴」は 19 件で、国側の敗訴（納税者勝訴）割合は同 1.6 ポイント増の 8.4% となっている。

このような納税者救済・勝訴割合は、あくまでも結果論だが、全体で見ると、2015 年度中に異議申立て・審査請求・訴訟を通して納税者の主張が一部でも認められたのは、処理・訴訟の終結件数の合計 5773 件のうち 476 件で、その割合は前年に比べ 0.4 ポイント減の 8.2% となった。

**人手不足 経営に影響 70%、職場に影響 90%  
人手不足職場を敬遠、転職志向が約 25%**

景気の緩やかな回復基調を背景に、有効求人倍率が 24 年ぶりの高水準に達し、また、完全失業率が 18 年ぶりの水準に低下するなか、人材（人手）不足が顕在化している。労働政策研究・研修機構は、企業とそこで働く労働者の二者対象に同時アンケートを実施した。調査結果の概要は、人材（人手）不足の企業の 7 割超が、今後一層の深刻化や慢性的な継続を予想し、職場の人手不足を感じている労働者の約 4 人に 1 人が転職等を志向しているという対照構図も明らかになっている。労使にとって人材（人手）不足問題は、70% が経営に影響を及ぼすと答え、社員の間関係にも悪いなど職場に悪影響は 90% 超に達している。

人材（人手）不足を生じている企業（全体の

52.1%）のうち、経営に深刻または一定の影響を及ぼしている割合は 66.2%。具体的な内容は（複数回答）、「需要増加に対応できない」（45.4%）や「技術・ノウハウの着実な伝承が困難になっている」（41.5%）、「募集賃金の上昇や既存人材の処遇改善、時間外労働の増大等で人件費増加」（36.6%）等が目立つ。労働者調査で人手不足感を持つ労働者（全体の 50.9%）のうち、24.4% が転職等を志向している。さらに人手不足の企業では正社員の定着率が低く、入職率と離職率を合わせた人材移動率も高くなっている。これが常態化すると就業環境の悪化等が離職を招く連鎖が怖い。